

公共交通①-01 JR東十条駅

事業主体：東日本旅客鉄道株式会社 東京支社総務部企画室

記入日：平成30年9月11日

① 旅客施設（鉄道駅）の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	旅客施設（鉄道駅）の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	通路	エレベーター利用により大きな迂回が生じる駅では、地形や駅構造に配慮し、2ルート目のバリアフリールート確保や上下方向へのエスカレーター設置に努める。	長期	大規模改修が必要 駅周辺計画に併せて検討が必要
2		主要な動線や設備（トイレ、券売機、精算機、インターホンなど）には、視覚障害者を安全に誘導するための視覚障害者誘導用ブロックを適切に設置する。	済	
3		屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。	済	
4	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	済	
5		エレベーターは、車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	×	エレベーターの拡張は構造上困難
6	ホーム	転落を防止するためのホームドアや可動式ホーム柵を設置する。	長期	ホームドアについては今後設置時期を検討する
7		駅や車両の構造上ホームドアや可動式ホーム柵が設置不可能な場合は、内方線付点状ブロックを設置する。また、昇降式ホーム柵や固定式ホーム柵など、他の方法による利用者の安全の確保に努める。	済	
8		ホームと車両の隙間や段差は、できる限り小さくする。	済	
9		乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。	済	
10		排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合は1%を標準とする。	済	
11	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など）。	*	施設更新時に検討（時期未定）
12		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する（利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける）。	済	
13		利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする（機能分散）。	済	
14		和式便房を洋式化する。	済	
15		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	
16		車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	済	
17		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	済	
18		車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	済	
19	券売機等	車いすでも近づきやすい蹴込みや見やすい（反射しない）タッチパネルや白黒反転機能のあるタッチパネルなど、車いす使用者や弱視者が1人でも利用しやすい券売機等を設置する。	済	

<対応方針凡例>  
 短期：短期的（H31年度～H32年度）な対応を検討  
 中期：中期的（H33年度～H37年度）な対応を検討  
 長期：長期的（H38年度以降）な対応を検討  
 継続：継続的な実施を検討（ソフト対策など）  
 済：対応済み  
 ×：対応困難（構造面or費用面orその他）  
 \*：該当しない・不明

20	案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	短期	表示方法・場所の検討
21		駅出入口や改札付近、ホームなどで音声による案内や、モニター等を活用した視覚情報により、遅延情報や緊急時等の情報をタイムリーに伝達できるようにする。	済	
22		可変式情報表示装置は、情報を受け取りやすい位置や高さに留意して設置する。	済	
23		改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置を示す音声付触知案内図を視覚障害者が容易に認識できる位置に設置する。	済	
24		駅構内や周辺のバリアフリーに関する案内を紙で配布するなど、多様な利用者を想定した情報提供の充実を図る。	済	
25		改札周辺やホーム等にインターホンを設置する場合は、モニターを設けるなど聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。	済	
26		筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。	短期	表示方法・場所の検討
27	自動改札機はIC専用改札機と磁気券対応改札機の違いがわかるような案内表示を設置する。	済		
28	人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポート、声かけなどの対応を充実する。	済	
29		駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。	継続	引き続き継続

## ② 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	施設個別の区民意見等	施設個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
30	上下移動	現在、北口にのみエレベーターが設置されているが、障害者福祉センター方面の南口にもエレベーターがあるといい。	南口にもエレベーターを設置する。（2ルート目の確保）	長期	大規模改修が必要 駅周辺計画に併せて検討が必要
31	上下移動	エレベーターがあるが、自転車やベビーカーが並んでいて、車いすだと計算通りに出発ができないことがある。	北口のエレベーターを拡張する。また、駅や車両利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーターの優先利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。	継続	拡張は構造上困難 周知・啓発は継続して検討
32	ホーム	待合室があつて良かったが、待合室の引き戸は開いた状態で固定できるものと車いすでも利用できる。	待合室の扉は自動扉とするか、開いた状態でも固定できるものに改修する。	*	施設更新時に検討（時期未定）
33	ホーム	エレベーターまでのホームが狭くて怖かった。	可動式ホーム柵を設置する。	長期	ホームドアについては今後設置時期を検討する ホーム上の通路幅については基準に基づき整備
34	トイレ	車いす使用者用トイレは車いす使用者のために鏡の位置を下げた方がよい。	車いす使用者用トイレの鏡の位置を引き下げる。	*	施設更新時に検討（時期未定）
35	トイレ	車いす使用者用トイレにオムツの交換台があるが、ゴミ箱がないのか、ゴミの放置がみられ不潔だった。	トイレは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。	継続	適切に清掃を行う 周知・啓発に継続して努める
36	トイレ	車いす使用者用トイレのドアの戸袋付近にガラス板が設置されているが、車いすのフットレスト等が当たる可能性もあり危険ではないか。	車いす使用者用トイレの扉は戸袋付近の安全対策を行う。	*	施設更新時に検討（時期未定）
37	券売機等	車いす使用者は運賃表が高い位置にあるので見上げるのが辛い。	低い位置にも運賃表を設置する。	*	施設更新時に検討（時期未定）
38	案内設備・情報の バリアフリー	一般トイレの案内サインが小さくて遠くから見えない。	一般トイレにピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	短期	表示方法・場所の検討
39	案内設備・情報の バリアフリー	改札口の筆談対応可能な表示が小さすぎて見えないので、もっと大きい方がいい。	改札窓口の筆談対応可能な表示を見やすいものに改修する。	短期	表示方法・場所の検討
40	案内設備・情報の バリアフリー	一般的にトイレやエレベーターの案内表示が少ない。	バリアフリー経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	短期	表示方法・場所の検討
41	案内設備・情報の バリアフリー	現状では北口にのみエレベーターが設置されている状況であり、ホーム上でのエレベーターの案内が重要であるがサインが少ないので南口に行ってから北口に戻るような事態が生じる。	ホーム上にエレベーターが北口にしかないことを示すわかりやすい案内を表示する。	短期	表示方法・場所の検討
42	案内設備・情報の バリアフリー	東西通路内にある案内板は、車いす使用者では反射して見えづらい。情報もわかりにくい。	東西通路の案内板は車いす使用者でも見やすいものに改良する。	*	対象設備不明

① 道路の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	道路の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	歩道等	歩道の傾きやがたつきを解消し、平坦かつ十分な有効幅員が確保された歩行空間を整備する。	短期	電線共同溝の整備後に、歩道部の本復旧を実施する。都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
2		横断歩道接続部の勾配を解消し(5~8%以下)、車いす使用者が安全に滞留できるスペースを整備する。	済	都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
3		地形などにより高低差が伴う場合には、垂直方向の移動などによる負担を少なくするよう、エレベーターなどの整備も含めて検討する。	*	昇降施設が必要な地形ではない。
4		歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。	済	
5		歩行者等の通行の支障とならない範囲で、日陰の確保やベンチ等の休憩施設の設置に努める。	短期	歩道部復旧の中で、植栽の配置を検討する。都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
6		歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。	済	
7		駅前広場では、駅出入口から各乗降場等への連続した屋根を設置し、わかりやすい位置に乗り場や行き先のわかる総合案内板等を設置する。	*	駅前広場に接続していない。
8	バス乗降場・ バス停留所	バス停留所にベンチや屋根を設置し、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者との連携)	済	歩道部の形態は首都高速道路(株)で完成済である。
9		バス停留所を設置する歩道は、バスが正着(バス停留所に寄せてまっすぐ停車)しやすく、車両との段差が生じない構造に改良するとともに、乗降口の位置がわかるように視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(バス事業者との連携)	済	
10	タクシー乗降場	タクシー乗降場を設置する歩道は、車いすでも座席の直近まで接近できるように、歩車道境界の段差を少なくする(2cmを標準)。	*	タクシー乗り場はない。
11	視覚障害者誘導用 ブロック	視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。	短期	視覚障害者誘導ブロックについては、基準に基づき適切に設置する。都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
12		沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)	短期	視覚障害者誘導ブロックについては、基準に基づき適切に設置する。都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
13	歩道のない道路	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。	*	歩道は整備済である。
14		路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。(交通管理者と連携)	*	歩道は整備済である。
15		歩行者の通行が想定される場所の側溝の蓋(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。	*	歩道は整備済である。
16		バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。(バス事業者と連携)	*	歩道は整備済である。
17	安全対策	長く続く坂道では、車いすなどが一時停止できる平坦部や手すり、ベンチの設置などに配慮する。	×	歩道部の形態は首都高速道路(株)で完成済である。
18		電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。	短期	電線共同溝を整備し、無電柱化を図る。都市計画道路環状第5の2号線整備事業。
19	案内設備・情報の バリアフリー	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、主要な生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した見やすく近づきやすい案内表示の設置に努める(必要に応じて点字表示・音声案内など)。	*	歩道部の形態は首都高速道路(株)で完成済である。
20		エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすいものを設置する。	*	当該地は、平坦な地形であり、昇降施設等の整備は予定されていない
21		視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。	*	道路設計基準等に基づいて適切に設置するが、特段、その他の誘導方法は予定していない。
22	維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。	継続	随時対応
23		工事中なども多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。	継続	随時対応



24	普及・啓発	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。	継続	随時対応
25		自転車通行環境整備と通行ルールの啓発を推進し、歩行者の安全性を向上させる。(交通管理者と連携)	継続	随時対応
26		駅周辺の放置自転車対策を積極的に行い、歩行環境を向上させる。	継続	随時対応

## ② 経路個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	経路個別の区民意見等	経路個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
27	歩道等	堀船公園前は歩道橋をやめて横断歩道にすることはできないか。	堀船公園前の歩道橋の撤去を検討する。	長期	
28	視覚障害者誘導用ブロック	明治通りは大通りだが、堀船周辺は視覚障害者誘導用ブロックがない。	視覚障害者誘導用ブロックは、JIS規格に適合したものとし、舗装面との色の差による見やすさに配慮するとともに、経年劣化しにくい方法で設置する。	短期	視覚障害者誘導ブロックについては、基準に基づき、適切に設置する
29	視覚障害者誘導用ブロック	明治通りに視覚障害者誘導用ブロックを設置する際には、駅等への距離表示がされるとよい。	視覚障害者誘導用ブロックを活用した案内誘導の仕組みや表示方法等を検討する。(王子駅への誘導・距離表示)	*	施設管理者より占用申請を受け検討
30	視覚障害者誘導用ブロック	施設側で視覚障害者誘導用ブロックを設置している施設(東京福祉大学など)には道路側でも設置を検討してほしい。	沿道の生活関連施設の利用状況やニーズを考慮し、必要に応じて施設入口へ連続的に誘導するブロックを設置する。(施設設置管理者と連携)(東京福祉大学など)	*	施設管理者より占用申請を受け検討
31	安全対策	明治通りの堀船公園向かいの横断歩道に接するマンションの歩道状空地に樹木があり、視覚障害者が衝突する可能性がある。	沿道施設管理者と連携し、交差点付近の危険な樹木を撤去し、横断歩道の位置と合わせて視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	短期	視覚障害者誘導ブロックについては、基準に基づき、適切に設置する
32	普及・啓発	明治通りのリサイクル屋の前は商品を道路に出し過ぎている。	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。	継続	随時対応
33	普及・啓発	明治通りは駐輪があり、車いすですれ違うにはギリギリだった。拡幅や駐輪対策が必要である。	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。	継続	随時対応

① 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	建築物・路外駐車場の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口・敷地内通路(屋外)	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)	済	対応済み。
2		主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80cm以上)。	済	対応済み。
3		屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。	×	床面は滑りにくい構造となっているが、上屋は構造的に対応が困難である。
4	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。	済	対応済み。
5		主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。	済	対応済み。
6	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	継続	両側二段手すりは構造的に困難な施設もあるが、段は識別化を検討する。
7		2階以上の施設には、エレベーターを設置する。	済	対応済み。
8		エレベーターは、施設の使用用途や規模に応じて車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	済	対応済み。
9	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など)。	済	対応済み。
10		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	継続	設置を検討する。
11		利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。	継続	現状のトイレスペースでは設置が困難なため、今後大規模な改修時に対応を検討する。
12		和式便房を洋式化する。	済	対応済み。
13		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	対応済み。
14		車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	継続	設置を検討する。
15		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	継続	設置を検討する。
16		車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	×	車いす使用者用トイレは設置済み。一般トイレは数が多く費用面に対応が困難である。
17	案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	継続	これまで以上にわかりやすい案内表示となるよう配慮する。
18		パンフレットやWEBなどを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。	済	対応済み。
19		施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。	継続	音声案内と案内図の設置に代え人的対応の充実を図る。エレベーターは音声案内対応済み。
20		筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。	継続	設置場所とその案内表示について検討する。
21	駐車場・駐輪場	施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。	済	対応済み。
22		利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	済	対応済み。

23	その他設備	受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。	済	対応済み。
24		貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。	済	対応済み。
25		授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。	済	対応済み。
26		商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	*	該当しない。
27		区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。	済	対応済み。
28		会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。	*	該当しない。
29	人的対応・ こころの バリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。	済	対応済み。
30		多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。	済	対応済み。
31		施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。	済	対応済み。

## ② 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	施設個別の区民意見等	施設個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
32	出入口・敷地内通路(屋外)	区役所出入口の階段で、下りきれないところに柵がなくて危険である。	※H27年度以降のカラーコーン設置により対応済みの場合は対応済みとしてください。	済	対応済み。
33	出入口・敷地内通路(屋外)	スロープがコンパクトすぎて、小回りするのが難しい。	直線のスロープを設置し、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80cm以上)。	×	構造的に直線のスロープの設置は困難である。
34	出入口・敷地内通路(屋外)	視覚障害者誘導用ブロックが古い規格であり、コントラストがない。	JIS規格に適合し、舗装面との色の差による見やすさに配慮した視覚障害者誘導用ブロックに改修する。	継続	古い規格のものは老朽化に応じて新しいものに改修を検討する。
35	建物内通路	通路に物が置いてあり、地震などの避難の際には邪魔になるのではないかと。	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。	済	対応済み。
36	上下移動	庁舎移転を想定すると今後の拡大は現実的でないと思われるが、正面玄関ホールに10人乗りのエレベーターが2台では、区役所の規模に対して小さく、少ないのではないかと。	第1庁舎の東側入口のエレベーターの利用状況も踏まえ、エレベーターの改修や増設を検討する。	×	構造的にエレベーターの増設は困難である。
37	トイレ	一般トイレに非常事態がわかるようなランプがあるとよい。全個室になくても、各個室の間など、全体から視認できるところにあればよい。	一般トイレにフラッシュライトを設置する。	継続	設置について検討する。
38	トイレ	車いす使用者用トイレのオストメイト対応設備の鏡が使えない高さに設置されている。	オストメイト対応設備付近の鏡を、ストーマ利用者が確認しやすい位置に改良する。	継続	鏡を適切な位置へ変更を検討する。
39	トイレ	多機能トイレでも、ベビーベッドしかないところ、オストメイト対応設備や大型ベッドがあるところなど様々である。多機能トイレしか利用できない人がいるので、機能分散するなど多機能トイレの中でもすみ分けが必要である。また、何が設置されているかわかるマップなどがあると良い。	一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。	継続	現状のトイレスペースでは設置が困難なため、今後大規模な改修時に対応を検討する。また、トイレ機能のわかりやすい表示についても検討する。
40	案内設備・情報のバリアフリー	同上	施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	継続	これまで以上にわかりやすい案内表示となるよう配慮する。
41	案内設備・情報のバリアフリー	一般トイレと車いす使用者用トイレが離れている。	一般トイレと車いす使用者用トイレが隣接していないことがわかるように、個々の案内サインを設置する。	継続	今後大規模な改修時に対応を検討する。また、案内表示をこれまで以上にわかりやすくなるよう配慮する。
42	案内設備・情報のバリアフリー	区役所等の出入口付近にチャイム(盲導鈴)があると良い。	区役所の正面玄関に盲動鈴や音声案内を設置する。	継続	音声案内と案内図の設置に代え人的対応の充実を図る。
43	案内設備・情報のバリアフリー	通路から見える位置に、一般用トイレ、車いす使用者用トイレの位置を大きく案内した方がよい。	ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい突き出し型のトイレの位置サインを設置する。	継続	これまで以上にわかりやすい案内表示となるよう配慮する。
44	駐車場・駐輪場	第二庁舎や王子本町郵便局の前の駐輪が多い。	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	済	駐輪監視員を配置し駐輪を規制している。



① 建築物・路外駐車場の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	建築物・路外駐車場の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口・敷地内通路(屋外)	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。(道路管理者と連携)	短期	歩道から建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置(道路管理者と連携)
2		主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者やベビーカー使用者等に配慮した幅を確保する(80cm以上)。	済	
3		屋外のスロープは上屋を設置するか、雨天時でも滑りにくい路面とする。	済	
4	建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。	済	
5		主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。	済	
6	上下移動	階段は、両側に2段手すりを連続的に設置するとともに、段鼻の色を強調し、段を識別しやすいようにする。	×	階段幅が広くなく片面のみが限界
7		2階以上の施設には、エレベーターを設置する。	済	
8		エレベーターは、施設の用途や規模に応じて車いすが複数台乗れる十分な広さとし、足下まで見える鏡や浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時に情報提供を行う表示装置の設置など、安心して多様な利用者が利用できる構造とする。	済	
9	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など)。	済	
10		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	済	
11		利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。	済	
12		和式便房を洋式化する。	済	
13		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	
14		車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	済	
15		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	短期	フラッシュライト等を検討・設置
16		車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	済	
17	案内設備・情報のバリアフリー	施設内の配置図やバリアフリー化された経路、非常口、施設内のバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する。	短期	現在サイン案内のみであり、今後ピクトグラムにオストメイト表示を行う。
18		パンフレットやWEBなどを使った案内など多様な方法で、施設の利用やバリアフリーなどに関する情報を提供する。	短期	ホームページ改定時に対応する。
19		施設出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。	短期	触知案内図について今後検討する。
20		筆談用具を設け、わかりやすい位置に耳マークや筆談用具の設置を示す案内を表示する。	短期	現状バインダー対応であり今後検討する。
21	駐車場・駐輪場	施設の出入口付近に十分な広さの車いす使用者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、案内をわかりやすく表示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。	短期	駐車スペースに車イスマークを表示
22		利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	短期	障害者用誘導ブロックを設置

23	その他設備	受付・窓口や記入台は、車いす使用者が利用しやすい構造のものを1つ以上設置する（座位用、膝が入る構造）。	中期	設計士を交えて今後検討する。
24		貸出用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。	短期	車イスの案内表示をする。
25		授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。	長期	院内に設置可能な場所があるかを確認しつつ将来的に設置
26		商業施設では、車いすでも利用しやすい幅の広いレジレーンを設け、優先して利用できるように配慮する。	*	
27		区民事務所や病院などの順番待ちが生じる施設では、電光表示や呼び出し受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。	長期	現状予約診療であり今後検討してゆく
28		会議室等の予約システムは、移動制約がある人でも対応できる方法に配慮する。	*	
29	人的対応・ こころの バリアフリー	施設出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを設置し、受付・窓口からは職員・従業員等が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。	済	従前から職員が対応しており今後も継続する。
30		多様な利用者への適切な対応について職員・従業員等の教育を実施し、職員・従業員等による案内やサポートなどの対応を充実する。	済	今後も朝礼時等で周知してゆく
31		施設利用のマナー・ルール（施設利用に制約がある人のエレベーター・多機能トイレの優先やエスカレーターへの2列での利用など）について、利用者への周知・啓発を行う。	済	今後も朝礼時等で周知してゆく



## ① 都市公園の共通の配慮事項

※赤字で記載されているものは区民意見等に関連する配慮事項を示しています。

番号	項目	都市公園の共通の配慮事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
1	出入口	敷地境界の段差を解消し、十分な幅員を確保する(90cm以上)。	長期	問題のある箇所は施設の改修に合わせて順次対応を行う
2		二輪車進入禁止柵を設ける場合は、車いす使用者やベビーカー使用者に配慮した構造とする。	済	
3	園路	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。	長期	問題のある箇所は施設の改修に合わせて順次対応を行う
4		主要な園路には段差や急な勾配を設けない。	済	
5		主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する(120cm以上)。	長期	問題のある箇所は施設の改修に合わせて順次対応を行う
6	トイレ	車いす使用者が円滑に利用できるトイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、大型ベッド、開閉しやすい扉の設置など)。	長期	施設の改修に合わせて対応を行う
7		オストメイト対応設備や乳幼児用設備を設置する(利用状況やニーズに応じ、多機能トイレ及び一般トイレ内の両方またはいずれかに設ける)。	長期	オストメイト対応設備や乳幼児用設備がないトイレについては、施設の改修に合わせて対応を行う
8		利用者が多い施設では、一般トイレにオストメイト対応設備やベビーカーで入れる便房を確保することなどにより、多機能トイレに利用が集中しないようにする(機能分散)。	長期	施設の改修に合わせて検討する
9		和式便房を洋式化する。	済	
10		JIS規格にあわせた形状・配置など、視覚障害者が容易に認識できる位置に洗浄ボタンやペーパー等を配置する。	済	
11		車いす使用者用トイレや一般トイレの個室に設ける荷物台や荷物掛けは、多様な利用者に配慮し、低い位置に設置する。	継続	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする
12		非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。	長期	施設の改修工事に合わせて対応を行う
13		車いす使用者用トイレと一般トイレの個室に、非常呼び出しボタンを設置する。	×	一般トイレでは設置の予定なし
14	案内設備・情報の バリアフリー	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する(必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など)。	継続	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする
15		筆談用具を設け、わかりやすい位置に筆談用具の設置を示す案内を表示する。(管理事務所)	長期	管理事務所の改修及び体制見直し時に検討をする
16	休憩施設	日陰となる場所やベンチ等の休憩施設を設置する。	済	
17		車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲み場を設置する。	長期	施設改修時に設置する
18	維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。	継続	公園施設等の適正な維持管理に努める
19		多機能トイレの時間規制について、利用者のニーズを踏まえた運用方法を検討する。	×	ホームレスの占拠や火災事故等の防止の観点から、閉鎖時間の延長はできない
20		利用者などの駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。	継続	公園施設等の適正な維持管理に努める
21	人的対応・ こころの バリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続	係内会議や日々の業務で、他自治体の動向や利用者の意見など情報の共有化を図る

② 施設個別の区民意見等と検討依頼事項

番号	項目	経路個別の区民意見等	経路個別の検討依頼事項	対応方針	対応方法 (具体的な内容または対応困難な理由)
22	出入口 (アスカルゴ)	山頂降車時に段差が少しある。	アスカルゴ山頂乗降口前の舗装のがたつきを解消する。	短期	舗装の補修を行う。
23	出入口 (アスカルゴ)	16人乗りでは小さいので、もう少し乗せることができると良い。	大きい規格のモノレールに更新する。	×	斜面を切り開く必要があるため困難。
24	出入口 (アスカルゴ)	アスカルゴでもっと先まで移動できたら便利である。	アスカルゴでの移動可能距離を延伸する。	×	大幅な土地の変更が必要となるため困難。
25	出入口 (アスカルゴ)	アスカルゴ内のアナウンスが聞こえない方用にパンフレットなどがあると良い。また、車いすマップがあると良い。	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する(必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など)。	継続	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする
26	出入口 (アスカルゴ)	混雑時の待ち時間がわからない。音声アナウンスだけでなく、見てわかる表示がほしい。	電光掲示板を設置する。	×	待ち時間の案内はしていない。
27	出入口 (アスカルゴ)	アスカルゴに音声案内があるが、電光掲示(字幕)があるとよい。	26と同様	長期	施設の改修時に検討する。
28	出入口 (アスカルゴ)	アスカルゴ降り場(公園側)の出口前の舗装が沈んでいて4度の勾配ができていた。	22と同様	短期	舗装の補修を行う。
29	出入口 (アスカルゴ)	車いす使用者はアスカルゴを利用しないと山頂に移動できないが、いざ利用しようと思っても、混雑時や雨天時夜間早朝などの運転時間外には利用ができない。	アスカルゴの運行時間を延長する。また、WEB等でアスカルゴの運行状況をリアルタイムで情報提供する。	継続	花見期間やイベントで園内利用者が多い時は運航時間を延長する。
30	園路	段差はあまりないが全体的に不陸があり、車いすでは常に揺れを感じる。	主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。	長期	施設の改修時に検討する。
31	園路	児童エリア裏からJR王子駅方面への階段は、使い勝手が良い経路なので、手すりを設置した方が良い。	児童エリア裏からJR王子駅方面への階段の両側に2段手すりを設置する。	長期	施設の改修時に検討する。
32	園路	児童エリアから飛鳥山博物館前に入る通路は両側が駐輪施設となっており、車止め付近で園路が狭くなっている。	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な幅員を確保する(120cm以上)。	長期	施設の改修時に検討する。
33	園路	駐車場から旧渋沢庭園側の通路の横断勾配に問題がある。	駐車場から旧渋沢庭園側の通路の横断勾配を3%以下に緩和する。	長期	施設の改修時に検討する。
34	園路	児童エリアのトイレ前のアスファルト舗装と土部分の間に5cm程度の段差ができていて(土が流れてしまっている)。	児童エリアのトイレ前の段差を解消する。	短期	段差の解消を行う。
35	園路	公園内のバリアフリールート整備(車いすでも通行可、視覚障害者誘導用ブロックの連続設置)が必要である。	主要な園路に視覚障害者誘導用ブロックを設置する。	長期	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする。
36	園路	児童エリア売店入口は少し段差がある。	児童エリア売店入口の段差を解消する。	長期	施設の修繕等と合わせて検討をする。
37	維持管理	トイレは日常管理が行き届いていないと使いたくない雰囲気になる。	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などは適切な維持管理によりいつでも安心して使えるように配慮する。	継続	清掃を徹底する。
38	トイレ	自動点灯なので、天気が悪い日などは薄暗い印象になる。	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。	長期	施設の改修時に検討する。
39	トイレ	車いす使用者用トイレの扉は開けても閉まってきてしまうので使いにくい。	車いす使用者用トイレの扉を開閉しやすく開いた上状態で固定される扉に改修する。	短期	扉の改良を行う。
40	案内設備・情報のバリアフリー	山頂の案内板が花壇の中にあるため、目を近づけてみるできない。	案内板は近づいて確認できる位置に移設する。(山頂駅付近)	長期	案内板は近づいて確認できる位置に移設する。(山頂駅付近)
41	案内設備・情報のバリアフリー	公園内の段差の有無やバリアフリールートが案内板に表示されていると良い。	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設置する(必要に応じて点字・音声案内、パンフレットの設置など)。	継続	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする
42	人的対応・こころのバリアフリー	アスカルゴ乗り場の職員の対応が冷たく感じる時がある。	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施し、職員による案内やサポートなどの対応を充実する。	継続	職員の教育を徹底する。
43	駐車場	発券機でのトラブル対応はインターホンの音声のみであり、聴覚障害者には使えないため、非常時には誰か駆けつけてくれる仕組みがほしい。	駐車券発券機にモニター等の視覚的に対応できる設備を設置する。	長期	施設の修繕等と合わせて設置の検討をする。
44	駐車場	普段から警備員がいた方が良くはないか。	警備員を常駐させる。	×	花見期間以外は利用者が少ないため、警備員は不要。
45	その他	児童エリア売店前の自動販売機は、押ボタンが高すぎて上の段の商品が買えない。番号のボタンで買えるものにするか、よく買われる水などは下段にした方が良く。	車いす使用者でも利用可能な自動販売機に更新する。	長期	施設の入替え時に検討をする。